

食安輸発0529第10号
平成24年5月29日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O103)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年5月18日付け食安輸発0518第1号、以下「検査命令通知」という。）にて通知したところです。

今般、平成24年5月25日付け食安輸発0525第1号により O103の検査法の改正がなされたことから、検査命令通知の別表1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌 O103	別表2の4によること。	<u>平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O157及び O26の検査法」の変法によること。</u>	腸管出血性大腸菌 O103で汚染されているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌 O103	別表2の4によること。	<u>平成24年5月25日付け食安輸発0525第1号「腸管出血性大腸菌 O103の検査法について」によること。</u>	腸管出血性大腸菌 O103で汚染されているおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。